

北海道小規模企業振興条例の概要

【小規模企業を取り巻く現状・課題】

- ・本道の企業数の9割あまりを小規模企業が占める
- ・小規模企業数は2009年から2012年までの3年で1万社以上減少
- ・廃業率が開業率を上回る状況
- ・後継者不在74%(全国一)、代表者の半数が60歳以上
- ・休廃業・解散が10年前と比べ倍増

【これまでの経過】

H26.6	小規模企業振興基本法の制定
H26.7～H27.3	小規模企業振興の今後のあり方についての検討
H27.8～	北海道小規模企業振興条例(仮称)検討部会での検討
H27.11～H27.12	パブリックコメント実施、各市町村・経済団体等からの意見聴取
H28.3	平成28年第1回定例道議会において条例可決
H28.4	条例施行

○ 条例の概要

【前文】

すべての関係者が一体となって地域の小規模企業の持続的発展を図る 道民の総意としてこの条例を制定する

【第一章 総則】(第1条～第10条)

【目的】(第1条)

小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、道の責務、小規模企業者・小規模企業団体等の役割等を明確化し、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、地域経済の活性化及び地域社会の持続的発展に資する

【定義】(第2条)

小規模企業者：おおむね常時使用する従業員の数が、製造業、建設業、運輸業その他の業種は20人以下、商業又はサービス業は5人以下の事業者

【基本理念】(第3条)

- ① 小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の实情に応じて総合的に推進
- ② 国や道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体等の適切な役割分担の下、一体的に推進
- ③ 小規模企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮
- ④ 小規模企業の経営規模等を踏まえ、その主体性が十分発揮されるよう配慮

【道の責務】(第4条)

- ① 総合的な施策の策定及び実施
- ② 国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体等との連携
- ③ 小規模企業が担っている重要な役割についての道民の理解促進

【小規模企業者の努力】(第5条)

- ① 円滑かつ着実な事業の運営、その事業活動を通じた地域の振興への貢献
- ② 地域における他の小規模企業者等と連携

【小規模企業関係団体の役割】(第6条)

- ① 小規模企業者を積極的に支援、他団体等と連携
- ② 国、道、市町村等が行う取組に参画

【金融機関の役割】(第7条)

円滑な資金供給及び経営の支援の実施、小規模企業に対する支援や協力を通じ、地域経済の活性化

【大学等の役割】(第8条)

新商品及び新技術開発その他の事業活動への助言、研究成果の普及等

【小規模企業者以外の事業者の役割】(第9条)

- ① 小規模企業の事業機会の創出その他の必要な協力
- ② 道が行う施策への協力

【市町村との連携等】(第10条)

道は、市町村が行う小規模企業の振興に関する取組に連携協力するとともに、市町村に対し、必要な協力を要請

【第二章 基本的施策】(第11条～第19条)

◇経営体質の強化(第12条)

経営指導の促進、研修の充実、人材の育成、道外からの人材の誘致等

◇事業の承継の円滑化(第13条)

研修の充実、情報の提供、支援人材の育成、相談体制の整備等

◇創業等の促進(第14条)

各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、相談体制の整備等

◇地域における支援体制の整備(第15条)

- ① 各地域における小規模企業を支援する体制の整備
- ② 支援体制の整備に当たり、秘密の保持に配慮

◇円滑な資金の供給(第16条)

金融機関と連携し、小規模企業者、事業の譲渡を受けようとする者、創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずる

◇小規模企業振興方策(第17条)

小規模企業の振興を図るための具体的な方策の策定、公表

◇財政上の措置(第18条)

必要な財政上の措置を講ずるよう努める

◇顕彰(第19条)

顕著な功績があったものに対する顕彰の実施